

招集期日	令和6年3月22日(金)		会議の場所	教育委員室
会議の時刻 及び宣告者	開会の時刻	午後1時30分	開会者	教育長
	閉会の時刻	午後1時50分	閉会者	教育長
委員出席状況				
氏名	摘要	氏名	摘要	
秋本文子教育長	出席	平野博之委員	出席	
柿沼拓弥教育長職務代理者	出席	駒澤幸浩委員	出席	
田村和代委員	出席			
議事参与者及び 説明のための出席者	細村学校教育部長	栗原生涯学習部長	米花教育総務課長	蓮見学校教育課長
	田中学校給食センター所長	佐藤生涯学習課長	根岸スポーツ振興課長	阿久津図書館長兼郷土資料館長
書記名	教育総務課総務係 小林			傍聴人 なし
会議事件名	て ん 末			
開会          日程第1 議案第25号 羽生市教育委員会が	教育長	本日、傍聴人はない。  第2回臨時教育委員会を開会		
	教育長	教育委員会の会議は公開が原則となっているが、人事に関する案件等について出席委員の3分の2以上の多数で議決した場合は非公開とすることができる。本日の日程の中で議案第27号は、人事に関する案件のため、非公開としてよろしいか。		
	教育長	異議なしの声あり  議案第27号を非公開とする。		
	教育長	議案第25号について、教育総務課長から説明を求めた。		
教育総務課長	羽生市保有死者情報の開示請求に関する取扱規則の例により処理するため、新たに規程を定めるものである。1 制定背景は、個人情報の取扱いについては、これまで各自治体が条例を定			

会議事件名	て ん 末	
保有する死者情報の開示請求に関する取扱規程	教育長	<p>め運用していたが、個人情報の保護に関する法律が施行され、令和5年4月1日以降は法律に基づく運用とすることで全国統一化された。個人情報保護法は生存する個人に関する情報が対象で、条例に基づき運用していた死者に関する情報の開示請求ができなくなることから、これに対応するため取扱規則を定めたものである。2 取扱規則の内容は、大きく分けて2点ある。1 点目は、死者情報の開示請求手続については、基本的に生存する個人情報の開示請求と同様とすると規定している。2 点目は、死者情報の開示ができる要件、請求者の範囲、請求者の要件確認書類について、同じように規定している。そのうち、請求できる情報及び請求者については、資料に記載のとおりである。</p> <p>議案第25号について、質問・意見を求めた。</p> <p>特になし</p>
	教育長	<p>議案第25号については、よろしいか。</p> <p>異議なしの声あり</p>
	教育長	<p>議案第25号は、可決された旨宣した。</p>
	教育長	<p>議案第26号について、教育総務課長の説明を求めた。</p>
議案第26号 羽生市教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程	教育総務課長	<p>教育委員会が保有する個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置について、羽生市個人情報の管理に関する規程の例により処理していくため、規程の一部を改正するものである。制定理由は、個人情報保護制度の対応は令和5年4月1日以降、法律に基づく運用に統一された。個人情報保護法の規定では、各自治体は個人情報の漏えい、滅失または棄損の防止、その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないとしていることから、本市における個人情報の管理に関する規程を定めたものである。規程の内容は、内閣総理大臣が管轄する個人情報保護委員会が作成した事務対応ガイドラインに基づき作成した。個人情報を含む特定個人情報の取扱いに関して</p>

会議事件名	て ん 末	
議案第27号 教育委員会事務局職 員の人事異動につい て          閉会	教育長	は、既に安全管理措置を作成しているが、本規程と重複する部分が多々あることから本規程に一本化する。構成内容及び組織体制については、記載のとおりである。
	教育長	議案第26号について、質問・意見を求めた。  特になし
	教育長	議案第26号については、よろしいか。  異議なしの声あり
	教育長	議案第26号は、可決された旨宣した。
	教育長	議案第27号は、会議を非公開とする。  (会議非公開 可決)
	教育長	これより会議を公開とする。
	教育長	その他、委員から意見等はあるか。  特になし
	教育長	次回教育委員会日程について、事務局より説明の旨。
	教育総務課長	4月定例教育委員会は、4月10日 午後1時30分より、301会議室にて開催する。
	教育長	閉会を宣した。

会議事件名	て ん 末	
		<p>教育長 _____</p> <p>委 員 _____</p> <p>委 員 _____</p> <p>書 記 _____</p>